○○土地改良区他目的使用及び手数料徴収規程

第 １ 章　　総　　　則

第１条　定款第○条第○項の規定により、本土地改良区の行う事業の目的を妨げない範囲内で、土地改良区が管理する土地改良施設（以下「施設」という。）を他の目的に使用させる場合については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

第２条　この規程において、施設とは、本土地改良区が維持管理する用排水路、堤塘、井堰、橋梁等をいう。

第 ２ 章　　施設の使用

第３条　前条の施設を使用しようとするときは、下記事項を記載した申請書（様式１）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　使用の目的

(2) 使用場所及び面積並びに図面

(3) 使用期間

(4) 使用方法に関する計画書及び図面

(5) その他必要な事項

２　前項の申請には、身元確実な保証人２人が連署しなければなら

ない。

３ 保証人は、申請人と連帯して使用に関するすべての義務を負担しなければならない。

第４条　施設の使用を承認したときは、当該施設を使用する者（以下「使用者」という。）から施設の使用目的等に合わせ別表第１号表により使用料を徴収するとともに、他目的使用契約（様式２）を締結するものとする。ただし、次に各号に該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 国、都道府県又は本土地改良区区域の所属する地方公共団

体において、直接その事業のために使用するとき

　(2) 理事会又は総（代）会において減免を議決したとき

第５条　浄化槽等設置により、処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は承認条件を厳守するとともに、別表第２号表により使用料を納付しなければならない。

第６条　施設の使用者は、すべて承認条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為をしてはならない。不利益な行為及び事業に支障となる場合は、保証人と連帯して、その一切の責任を負うものとする。

第７条　施設の使用期間は、原則として５か年を超えることができない。ただし、使用期間満了後、なお継続して使用するときは、期間満了１か月前に継続使用申請書を第３条の規定により提出し、承認を受けなければならない。継続する期間は、原則として５か年を限度とする。

　【備　考】

電気、水道、電話、ガス、公共下水道等の公共性の強いものは10年間まで可能である。よって、10年間更新を適用する場合は、「原則として５年又は10か年」等として適宜、対応のこと。

第８条　使用者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、使用者に対し使用の承認を取り消すことがある。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても本土地改良区は、一切その責任を負わない。

(1)　使用の目的に違背したとき

(2) 本規程に違背したとき

(3) 本土地改良区において、直接これを使用する必要が生じた

とき

(4)　本土地改良区の承認を得ないで、使用権を第三者に譲渡し、又は土地改良区に対し不利益な行為があったとき

(5)　使用条件を守らないとき

(6)　治水利水上、公害を及ぼし若しくは危険のおそれがあると認めたとき

第９条　本土地改良区が使用者に対し使用の承認を取り消したときは、速やかに原形に復旧して返還するものとする。

第10条　使用者は次の各号に該当する事項が生じたときは、直ちに理事長に届け出、その指示を受けなければならない。

(1) 使用者の住所氏名等に変更があったとき

(2) 使用者が死亡したとき

(3) 使用法人が解散したとき

(4) 使用者が使用を中止したとき

２　前項第２号及び第３号の届出義務者は、相続人又は清算人と

する。

第11条　この規程に定めない事項及び使用料は、その都度理事長が調査決定する。

第 ３ 章　　使　用　料

第12条　第４条及び第５条により承認したときは、別表第１・２号表に定める金額を、使用料として毎年度これを徴収する。

第13条　使用料は、次の区分により、毎年○月末日までにこれを前納する。

(1) 使用期間１年以上のものは、その年の４月より翌年３月に至

る１か年分、年度途中において承認を受けたものは、その承認のあった日から月割をもって起算する。

(2) 使用期間１か年未満のものは、月割をもって起算する。ただ

し、１か月に満たない日数はこれを1か月とする。

第14条　会社工場並びにこれに類する建物を目的とする敷地等の排水については、水路使用料として、別表第２号表に定める金額を毎年納付する。

第 ４ 章　　手　数　料

第15条 本土地改良区が徴収する手数料は、別段の定めがある場合を除き、この規程による。

第16条 手数料は、次のとおりとする。

(1) 本土地改良区の発行する諸種の証明書、１件につき○○円

(2) 浄化槽設置に伴う承諾書交付手数料、１件につき○○円

(3) 住宅地造成事業等の認可申請に関する同意書発行に関する手

数料、１件につき○○円

(4) 農地法施行規則第４条及び第５条の規定に基づく各種意見書

並びに証明書、１件につき○○円

第17条　国、都道府県又は本土地改良区区域の所属する地方公共団体が、公共のため、前条に定める証明書等を必要とする場合の前条の手数料は、減免することができる。

第18条 既納の使用料及び手数料は、返還しない。ただし、本土地改良区の必要により使用施設を返還した場合は、既納使用料は月割をもって返還するものとする。

　　　附　則（令和　　年　　月　　日の理事会で議決）

　この規程は、議決の日から施行する。

　　　附　則（令和　　年　　月　　日の理事会で議決）

　この規程の一部改正は、議決の日から施行する。

別表（第１号表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | | 使用料 | 備考 |
| 基礎 | 期間 |
| 鉄　塔 | １㎡ | 年額 | 円 |  |
| 木 柱 | １本 | 〃 |  |  |
| 線 下 | １㎡ | 〃 |  |  |
| 管 | 〃 | 〃 |  | ガス・水道管・排水管明細表のとおり |
| 軌　道 | 〃 | 〃 |  |  |
| 橋　梁 | 〃 | 〃 |  |  |
| 道　路 | 〃 | 〃 |  |  |
| 広告物 | 〃 | 〃 |  |  |
| 建築物 | 〃 | 〃 |  |  |
| その他 | 〃 | 〃 |  |  |

【備　考】

１　線　下：場所及び状況に応じ他の土地改良施設と比較の上これを定める。

２　広告物：広告面の面積による。

　３ その他：場所及び状況に応じ他の土地改良施設と比較の上これを定める。

（管明細表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ガス管 ・水道管・配水管使用料明細表 | | | | |
| 単位 | | | 金額 | 備考 |
| 基礎 | 口径 | 期間 |
| １ｍ | ５０㎜以下 | 年額 | 円 |  |
| 〃 | １００ 〃 | 〃 |  |  |
| 〃 | ３００ 〃 | 〃 |  |  |
| 〃 | ５００ 〃 | 〃 |  |  |
| 〃 | １，０００ 〃 | 〃 |  |  |
| 〃 | １，５００ 〃 | 〃 |  |  |
| 〃 | ２，０００ 〃 | 〃 |  |  |
| 〃 | ２，０００㎜以上 | 〃 |  |  |
| 排水管及びその他特殊なもの | | |  |  |

　　【備　考】

排水管及びその他特殊なものについては、場所及び状況に応じ他と比較の

上これを定める。

別表（第２号表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | | 金額 | 備考 |
| 基礎 | 期間 |
| 会社・工場等 | １㎡当たり | 年 額 | 円 | 維持管理計画書の変更に伴い維持管理費一時払いにより、これを打ち切ることができる。 |
| し尿浄化槽 | １㎡槽当たり | 一時金 |  | ポンプ排水施設のある場合は、別途能力に応じこれを定める。 |
| 会社・工場その他の浄化槽 | 〃 | 〃 |  | 同上 |

（様式１）

他目的使用申請書

令和　　年　　月　　日

　○○土地改良区理事長　○○　○○　殿

住所

他目的使用者 名称

氏名

貴土地改良区の土地改良施設を下記により使用したいので、関係書類を添えて提出します。

記

１　使用の対象となる土地改良施設の範囲

２　使用の用途又は目的及び方法

３　使用期間

令和○年○月○日から

令和○年○月○日まで

４　使用料

５　その他参考となる事項

〔例〕添付図面等（位置図・施設構造図・求積図・設計図）

（注）国・都道府県からの管理委託施設については、あらかじめ国又は都道府県の承認を得た上で、他目的使用を認めること。

（様式２）

他目的使用契約書

　管理者○○○○土地改良区（以下「甲」という。）と他目的使用者○○○○（以下「乙」という。）は、甲が管理する土地改良施設（以下「施設」という。）を定款第４条の規定に基づき、乙が使用することについて、下記のとおり契約を締結する。

記

第１条　甲は、甲が管理する施設をその本来の用途又は目的を妨げない範囲において、乙に使用させるものとする。

第２条　甲が乙に使用させる施設は、次のものとし、別添図面のとおり

とする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種 目 | 種 類 | 所　 在 | 構造及び規模 | 数量 | 使用に係る土地改良施設の範囲 |
|  |  |  |  |  |  |

第３条　甲は、前条の施設を次より乙に使用させるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 用途又は目的 | 使用の方法 |
|  |  |

　（注）使用に係る施設の範囲、使用の方法について必要があるときは、　　　図面に明示すること。

２　乙は、前条の施設を前項以外の用途又は目的及び方法に使用してはならないものとする。

第４条　使用期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

　（注）電気、水道、電話、ガス、公共下水道等の公共性の強いものは、１０年間まで可能である。

第５条　使用料は、年間金　　　円とする。

第６条　乙は、前条の使用料金を甲の発行する納入告知書により指定する期日までに納入するものとする。

第７条　乙は、第３条第１項の使用の方法について変更しようとするときは、甲に協議し、その指示を受けるものとする。

第８条　乙は、当該使用により甲の管理する施設に損傷を与え、又は与えるおそれがあるときは甲の指示により乙の負担において必要な措置を講ずるものとする。

第９条　乙は、第４条に規定する期間が満了したとき、又は第３条第１項の用途又は目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに他目的への使用に係る施設を乙の負担により現状に復し、甲の検査を受けるものとする。

第10条 甲は、乙がこの契約に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。

第11条 乙は、第９条又は前条の規定により第４条の期間満了の前に使用が終了した場合、第５条の使用料の返還を甲に請求しないものとする。

第12条 この契約において定められた事項について疑義が生じたとき、又はこの契約を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

　上記契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

管理者　住所

○○土地改良区

理事長

他目的使用者 住所

名称

氏名